

2 食産第 2852 号
令和 2 年 9 月 28 日

北海道農政事務所長 殿
各地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省食料産業局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部
改正について

我が国から中華人民共和国向けに輸出する活水産物については、「農林水産物
及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務
大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 CN-S2「中華人民共和国向け輸
出活水産物の取扱要綱」(以下「要綱」という。)に基づき取り扱われていると
ころです。

今般、要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、
管内の都道府県知事への通知をお願いします。

記

1 要綱本文について下記の改正を行ったこと。

従前、活水産物の輸出証明書の発行申請の際に、輸出者等に対して、定期的
に活水産物の有害物質(カドミウム、無機ヒ素)の検査を実施し、その結果の
添付を求めてきたが、中国の衛生要件に対する違反状況等を踏まえ、検査を必
要とする場合には、別途通知により実施を求めることとし、旧要綱の検査基準
を廃止。